

# 今年4月から 「森林経営管理制度」がスタートしました

鏡野町の森林面積は、町土41,968haの約87%（内民有林面積約76%、民有林内人工林面積約70%）を占め、戦後から高度経済成長期に植えられたスギ、ヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えています。

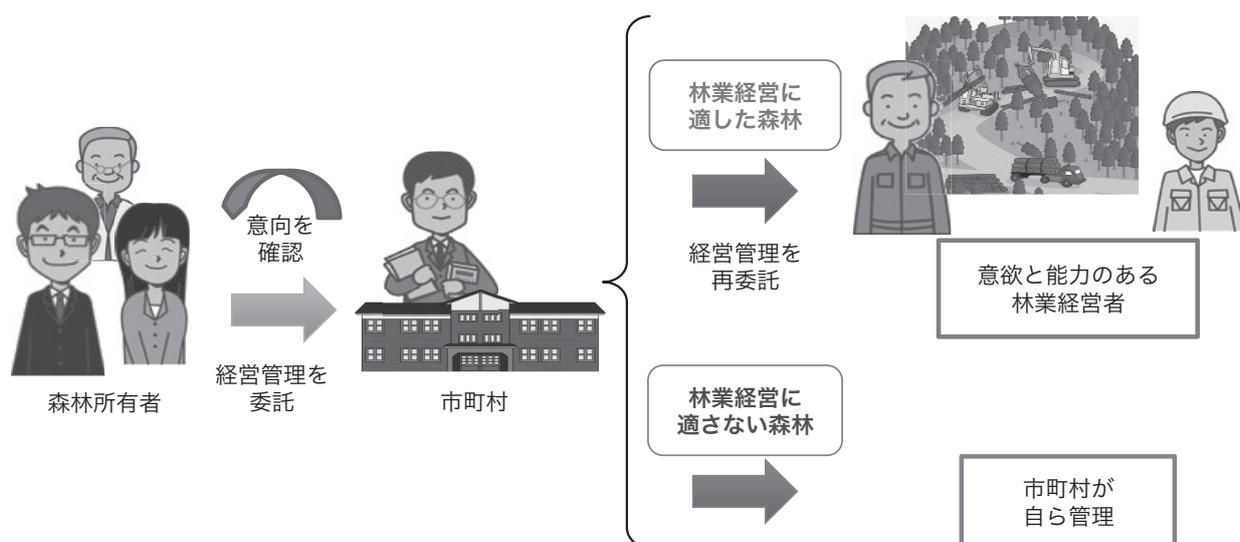
その一方で、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林所有者の経営意欲の低下や所有不明森林の増加や担い手不足といった課題に直面しています。

人工林は、「植える、育てる、伐(き)る、使う」という林業サイクルを循環していくことが重要ですが、荒廃する森林が増え、水源涵養機能など森林の多面的機能の低下が危惧されています。

これらの問題を解決するため、※「森林の経営管理が行われていない森林(人工林)」のうち、林業経営に適した森林は、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぎ、林業経営に適さない森林は市町村が管理する森林経営管理制度(森林経営管理法)が今年4月からスタートしました。

適切な森林の経営管理を行うことで、放置された森林が経済ベースで活用され地域の活性化につながる効果、森林の多面的機能が向上し土砂災害等の発生リスクが低減され、地域住民の安全、安心につながる効果などが期待されます。

※「森林の経営管理が行われていない森林(人工林)」とは、当該森林又は当該森林の周辺の森林の経営管理の状況等を総合的に勘案し、森林の多面的機能の発揮のために間伐等の施業を実施すべきところ、長期間にわたって施業が実施されていない主としてスギ、ヒノキの森林(人工林)で、森林経営計画が樹立されていない森林、民間事業者などに経営管理を委託していない森林などです。



お問い合わせ先

鏡野町産業観光課 林務担当：阿部、村島  
電話(0868)54-2987 FAX(0868)54-3662